

# 定款施行細則

公益社団法人大分県看護協会

## 第1編 総 則

### (細則の目的)

第1条 この定款施行細則は、公益社団法人大分県看護協会(以下「本協会」という。)定款の施行について必要な事項を定める。

## 第2編 通 則

### 第1章 会 員

#### (法人会員)

第2条 定款第4条に定める事業の円滑化を図るため、本協会総会の議を経て公益社団法人日本看護協会（以下、「日本看護協会」という。）の法人会員となるものとする。

#### (入会の手続き)

第3条 正会員になろうとする者は、本協会の指定する手続きにより入会の申込みをすると共に、日本看護協会への入会についても本協会を通じて手続きをしなければならない。  
2 会長は、日本看護協会の法人会員として手続きをしなければならない。  
3 正会員の入会を受理した場合において、会員名簿に登録すると共に、日本看護協会と連携して、会員証を交付するものとする。

#### (入会金)

第4条 正会員になろうとする者は、入会時に入会金 3,000 円を納入しなければならない。

#### (会 費)

第5条 本協会の会費は1か年 8,000 円とし、日本看護協会会費 5,000 円とあわせて13,000円とする。

2 永年会員・名誉会員の会費は、これを免除する。  
3 永年会員の日本看護協会の会費は、本協会が負担する。

#### (退会)

第6条 正会員が退会しようとするときは会員証を添え、退会の手続きをするものとする。

2 正会員が退会した場合、本協会は正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(除名者の再入会)

第7条 定款第10条により除名された者は、総会におけるすべての代議員の3分の2以上の同意がなければ再び正会員になることはできない。

(届出内容の変更)

第8条 正会員が、氏名、住所又は勤務地を変更したときは、本協会に届け出なければならない。

## 第2章 代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の定数)

第9条 本協会の代議員の定数は200名とする。予備代議員の数は代議員数の1/4以上とする。但し1地区2名以上とする。

(地区ごとの代議員数の算出)

第10条 地区ごとの代議員数の算出にあたっては、まず地区の正会員数を総正会員数で除して総正会員数に対する地区ごとの正会員割合を算出する。次にその数値に200名を乗じることにより地区ごとの代議員数（暫定値）を算出する。この暫定値が整数でない場合には小数第1位を四捨五入して確定する。

- 2 前項の場合において四捨五入した数の全地区の合計が200名を超えた場合は、最も正会員数の多い地区から順次1名ずつ減じることとし、200名に不足する場合は、正会員数の少ない地区から順次1名ずつ増することとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、最も正会員数が少ない地区においても最低3名の代議員を選出するものとする。その場合の調整は前項に準ずるものとする。

(代議員選出の基準会員数)

第11条 本協会の代議員の選出の基準となる正会員数は、前々年度の12月末日現在の会費納入者数による。

(選出すべき代議員数の通知)

第12条 本協会は第10条の規定により算出した代議員数を、各地区に通知するものとする。

(保健師、助産師、看護師、准看護師の選出)

第13条 代議員については、地区ごとに保健師及び助産師から1名、看護師及び准看護師から1名は、最低選出するものとする。これを超える代議員の選出について

は、職種を問わないものとする。

(予備代議員の選出)

第14条 本協会は、予備代議員の選出に当たっては、地区の代議員数の状況等に応じて、第10条の規定により通知された地区ごと代議員数の1/4以上の予備代議員を選出するものとする。但し1地区2名以上とする。

2 第10条及び第11条の規定は予備代議員について準用する。

(理事会からの独立)

第15条 代議員及び予備代議員の選出は、本協会の理事会から独立して行われるものとする。

(選挙権及び被選挙権者)

第16条 本協会の代議員及び予備代議員の選挙権及び被選挙権を有する者は、選出の年の2月末日現在で正会員たる資格を有するものとする。

(代議員及び予備代議員選出の公示)

第17条 本協会は、前条の規定により届け出のあった本協会の代議員及び予備代議員の選出を行う旨の公示を、選出の年の2月末日までに行う。

(代議員及び予備代議員への立候補等)

第18条 本協会の代議員及び予備代議員になろうとする者は、会員5名以上の推薦を受け、選出期日の90日前までに、選挙管理委員会に立候補の届出をしなければならない。

2 各地区で会員を本協会の代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、選挙期日90日前までに、推薦委員長に届け出なければならない。

(代議員及び予備代議員の候補者の公示)

第19条 本協会は、前条の規定により届け出のあった本協会の代議員及び予備代議員の候補者について、選挙の実施の2週間前までに公示しなければならない。

(予備代議員の選出方法)

第20条 予備代議員を選出する場合は、次に掲げる事も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が予備代議員である旨

(任 務)

第21条 代議員は、会員からの委任に基づき選任されたものであり、会員を代表して総会に出席し選挙権及び議決権を行使する。

(任 期)

第22条 代議員及び予備代議員の任期は、選任の1年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

### 第3章 役 員

(役員の選任)

第23条 役員は次のとおりとする。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名以内（原則として保健師、助産師及び看護師からそれぞれ選任する）
- (3)専務理事 1名とすることができる
- (4)常務理事 2名以内
- (5)会計理事 2名（うち1名は看護職とし、うち1名は会計制度に精通した者から選任する。）
- (6)保健師職能理事 1名
- (7)助産師職能理事 1名
- (8)看護師職能Ⅰ理事 1名
- (9)看護師職能Ⅱ理事 1名
- (10)地区理事 16名以内  
地区は国東地区、別府・杵築・日出地区、大分地区、由布地区、臼杵・津久見地区、佐伯地区、豊後大野・竹田地区、日田・玖珠・九重地区、中津・宇佐・豊後高田地区とする。
- (11)准看護師理事 1名（准看護師から選任する。）
- (12)監事 3名以内（うち1名は会計制度に精通した者から選任する。）

### 第4章 選 挙

(役員・推薦委員・代議員及び予備代議員の改選)

第24条 役員・推薦委員・代議員及び予備代議員の候補者は推薦委員会が正会員（前条第5号及び第12号に記載する者は除く。）の中から推薦し、通常総会において選挙する。

(役員・推薦委員の立候補者及び推薦)

第25条 正会員が役員・推薦委員に立候補しようとするときは、正会員5人以上の推薦を受けて、総会の3か月前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 選挙管理委員会は、役員・推薦委員立候補者名又は推薦者名を総会の2週間前までに正会員に発表しなければならない。

(日本看護協会の総会代議員)

第26条 日本看護協会の総会代議員は、日本看護協会の指定する代議員数及び予備代議員数を本協会総会において選出するものとする。

(投票形式)

第27条 投票は単記無記名でこれを行う。

(選挙の成立)

第28条 投票されたもののうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第29条 有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。

(推薦委員会)

第30条 本協会に推薦委員会を置く。

(選挙管理委員会)

第31条 各選挙において、議長は投票前に正会員の中から15名以内の委員を選任し、選挙管理委員会を設けなければならない。

## 第5章 理事会

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、原則毎月開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

(3) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認め

るとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集)

- 第33条 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、理事会を開催しなければならない。
- 2 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた理事がこれにあたる。

## 第6章 職能委員及び委員会

(区分)

- 第35条 委員会は、任務により職能委員会、常任委員会及び特別委員会に区分する。

(会議)

- 第36条 各委員会は、定例の会合を行う。

(構成)

- 第37条 職能委員会は委員の構成を10人程度とする。ただし、看護師職能委員のうち1人以上を准看護師とする。
- 2 各委員会の委員は、6人以上をもって構成し、会長が委嘱（推薦委員及び選挙管理委員は除く）する。

(委員長)

- 第38条 職能委員会の委員長は、当該職能理事とし議長となる。
- 2 各委員会の委員長は、委員の中から互選により決定し、それぞれ委員会の議長となる。

(任期)

第39条 職能委員・委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。引き続き就任する場合は、6年を超えて就任することはできない。

2 前項にかかわらず、特別委員の任期は任期中であっても任務が終了した時点で終了する。

(議案記録)

第40条 各委員会は議案を準備し、議決の事項は記録しておかなければならない。

(任務)

第41条 各委員会の任務は、理事会において別に規定する。

(職能別交流集会)

第42条 職能委員会は職能別交流集会を開催する。委員長は職能別交流集会の長となり委員はこの会の運営にあたる。

(全国職能委員長会の出席)

第43条 職能委員長は日本看護協会の開催する全国委員長会に出席するものとする。

(地区理事)

第44条 地区活動の推進を図る。

2 代議員及び予備代議員の推薦に関する調整を図り、推薦委員長に推薦する。

(常任委員会)

第45条 本協会に次の常任委員会を置く。

- (1) 組織強化委員会
- (2) 教育委員会
- (3) 学会委員会
- (4) 認定看護管理者教育運営委員会
- (5) 実習指導者講習運営委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 働き続けられる職場づくり推進委員会
- (8) 医療安全推進委員会
- (9) 災害看護委員会
- (10) 地域活動推進委員会

2 前項の各号に掲げる委員会のほかに会長が必要と認めるときは特別委員会を置くことができる

3 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画、会長の諮問

事項を審議する。

## 第7章 地区長、副地区長の任務

### (地区長の任務)

第46条 地区長の任務は次のとおりとする。

- (1) 地区理事を補佐し、地区活動を推進する。
- (2) 地区内会員との連絡調整
- (3) 地区住民ニーズの把握
- (4) 地区活動の推進

2 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故あるとき、又は地区長が欠けたときは、その職務を代行する。

## 第8章 会計

### (給与等)

第47条 給与、諸手当、旅費等に関しては理事会の承認を経て、会長が別に定めるものとする。

## 第3編 日本看護協会の事務処理

## 第1章 総則

### (事業)

第48条 本協会は、日本看護協会の事業にかかる次の事の事務処理を行うものとする。

- (1) 入会に関する事項
- (2) 総会に関する事項
- (3) 代議員に関する事項
- (4) 役員候補に関する事項
- (5) 教育研究に関する事項
- (6) 調査に関する事項
- (7) 会員の福利厚生に関する事項
- (8) 諸会議に関する事項
- (9) その他

## 第4編 細則の変更

(細則の変更)

第49条 この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この細則は、昭和52年5月6日から施行する。

附 則

この変更細則は、昭和63年5月7日から施行する。

(役員の任期の特例)

昭和63年3月23日付けの大分県看護協会の定款の一部変更定款附則第4項の規定により昭和62年6月28日後開催される総会において最初に選任される理事及び監事のうち任期が1年とされる理事及び監事は、第1副会長、第3副会長、会計、地区理事3人（宇佐・高田地区、玖珠・日田地区、臼杵・佐伯地区）助産師職能理事、看護師職能理事として選任された理事及び当総会で指名された監事とする。

附 則

この変更細則は、平成2年3月5日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成5年10月28日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成7年2月24日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成13年9月4日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成14年7月29日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成20年8月21日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成22年4月1日から施行する。

(会費負担の特例) 永年会員の大分県看護協会費が免除されることに伴い、日本看護協会費は大分県看護協会が負担することとする。

附 則

この変更細則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成23年7月16日から施行する。

附 則

この変更細則は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、平成25年12月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、平成26年8月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、平成30年6月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、平成31年1月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、令和3年12月1日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、令和4年4月16日から施行する。

**附 則**

この変更細則は、令和5年6月17日から施行する。